

尾三消防組合議会会議録 令和4年9月定例会

招集場所	尾三消防本部庁舎 3階議場	書記長 近藤 恒 明
会 期	自 令和4年9月27日 至 令和4年9月27日	1日間
出席議員数	議員定数 15名	
出席議員	1 番 議 員 岡 本 守 直 3 番 議 員 福 安 金 之 助 5 番 議 員 近 藤 千 鶴 7 番 議 員 岡 崎 つ よ し 9 番 議 員 わ た な べ さ つ 子 11 番 議 員 小 野 田 利 信 13 番 議 員 若 園 ひ で こ 15 番 議 員 山 田 達 郎	2 番 議 員 広 瀬 裕 久 4 番 議 員 近 藤 郁 子 6 番 議 員 中 村 め ぐ み 8 番 議 員 山 田 け ん た ろ う 10 番 議 員 福 安 淳 也 12 番 議 員 ご と う み き 14 番 議 員 山 下 茂
欠席議員	なし	
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者 小 山 祐 副 管 理 者 吉 田 一 平 副 管 理 者 井 俣 憲 治 消 防 長 酒 井 雄 二 次 長 兼 予 防 課 長 近 藤 和 則 次 長 兼 特 別 消 防 隊 長 佐 野 耕 三 総 務 課 長 水 野 徳 泰	副 管 理 者 小 浮 正 典 副 管 理 者 近 藤 裕 貴 事 務 局 長 竹 内 勇 治 次 長 兼 消 防 課 長 村 瀬 昭 二 次 長 兼 指 令 課 長 宮 家 美 博 会 計 管 理 者 近 藤 昭 博
職務のため出席した総務課職員 の職・氏名	総 務 課 主 幹 深 谷 基 二 総 務 課 課 長 補 佐 高 村 篤 志	総 務 課 課 長 補 佐 加 藤 敦
職務のために出席 した者の職・氏名	書 記 長 近 藤 恒 明 書 記 小 林 大 介	
会議録署名議員	11 番 議 員 小 野 田 利 信	12 番 議 員 ご と う み き

会 議 に 付 し た 議 案 及 び 審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	結 果
議案第 14 号	令和 3 年尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定
議案第 15 号	尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 16 号	令和 4 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）	原案 可決

令和４年９月尾三消防組合議会定例会会議録

下記議案議決のため、令和４年９月２７日午後２時から、令和４年９月尾三消防組合議会定例会が、尾三消防本部庁舎３階議場に招集された。

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第１ | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第２ | 管理者あいさつ |
| 日程第３ | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第４ | 会期の決定 |
| 日程第５ | 一般質問 |
| 日程第６ | 議案第１４号
令和３年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第７ | 議案第１５号
尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例 |
| 日程第８ | 議案第１６号
令和４年度尾三消防組合一般会計補正予算（第２号） |
| 日程第９ | 管理者あいさつ |

出席議員（15名）

1 番 議 員	岡 本 守 直 議 員	2 番 議 員	広 瀬 裕 久 議 員
3 番 議 員	福 安 金 之 助 議 員	4 番 議 員	近 藤 郁 子 議 員
5 番 議 員	近 藤 千 鶴 議 員	6 番 議 員	中 村 め ぐ み 議 員
7 番 議 員	岡 崎 つ よ し 議 員	8 番 議 員	山 田 け ん た ろ う 議 員
9 番 議 員	わ た な べ さ つ 子 議 員	1 0 番 議 員	福 安 淳 也 議 員
1 1 番 議 員	小 野 田 利 信 議 員	1 2 番 議 員	ご と う み き 議 員
1 3 番 議 員	若 園 ひ で こ 議 員	1 4 番 議 員	山 下 茂 議 員
1 5 番 議 員	山 田 達 郎 議 員		

説明のために出席した者の職・氏名（13人）

管 理 者	小 山 祐 君	副 管 理 者	小 浮 正 典 君
副 管 理 者	吉 田 一 平 君	副 管 理 者	近 藤 裕 貴 君
副 管 理 者	井 俣 憲 治 君	事 務 局 長	竹 内 勇 治 君
消 防 長	酒 井 雄 二 君	次 長 兼 消 防 課 長	村 瀬 昭 二 君
次 長 兼 予 防 課 長	近 藤 和 則 君	次 長 兼 指 令 課 長	宮 家 美 博 君
次 長 兼 特 別 消 防 隊 長	佐 野 耕 三 君	会 計 管 理 者	近 藤 昭 博 君
総 務 課 長	水 野 徳 泰 君		

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（3名）

総 務 課 主 幹	深 谷 基 二 君	総 務 課 課 長 補 佐	加 藤 敦 君
総 務 課 課 長 補 佐	高 村 篤 志 君		

職務のため出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	近 藤 恒 明 君	書 記	小 林 大 介 君
-------	-----------	-----	-----------

午後 2 時開議

◎議長（山田達郎議員）

現在の出席議員数は 15 名です。よって、令和 4 年 9 月尾三消防組合議会定例会は成立しております。これより本日の会議を開きます。

はじめに、この定例会では、新型コロナウイルス感染症への対策として、発言は起立せずに着席したまま行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりとなります。日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。監査委員より令和 4 年 3 月分から 7 月分までの例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしました。

それでは、これより本日の日程に入ります。日程第 1 議会運営委員会委員長報告、近藤委員長。

◇委員長（近藤郁子議員）

本日、委員 5 名と管理者をはじめ議長及び副議長、関係職員の出席のもと議会運営委員会を開催し、本定例会について協議しましたので、その結果をご報告申し上げます。

定例会の会期は、本日令和 4 年 9 月 27 日、1 日とすること。また、会議録署名議員は議長から指名することといたしました。なお、一般質問につきましては、2 名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申合せ事項のとおり質問時間は 15 分以内とし質問回数は制限ないもの、関連質問は認めないものとしたしました。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととしました。議案質疑につきましては、2 名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申合せ事項のとおり、同一議案について、質疑時間は 15 分以内とし、質疑回数は制限ないもの、関連質疑は認めないものとしたしました。

また、追加で開催いたしました議会運営委員会で傍聴に際し、撮影と録音の申し出がございましたので、これを許可することとしたしましたので併せてご報告いたします。報告は以上でございます。

◎議長（山田達郎議員）

日程第 2 管理者あいさつをお願いします。小山祐管理者。

○管理者（小山祐君）

開会にあたり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。本日ここに、令和 4 年 9 月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏におかれましては、公私ともご多用の中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、ここで会議に先立ち安倍元総理の国葬に対する対応と予備費の充用について報告をさせていただきます。初めに国葬への対応について、本日は安倍元総理の国葬

が行われる日ではありますが、故人への弔意は、それぞれの思想信条に基づく内心に関わることであり、国自身も一人一人に弔意を求めるものではないとの考え方を示した上で自治体等への半旗の掲揚や黙とうなどの実施を求めていることなどから、尾三消防組合として、本日の国葬にあたり半旗の掲揚や職員への黙とうの要請は行わないこととしております。

次に、予備費の充用について2点報告いたします。まず1点目は新型コロナウイルス感染症の第7波による救急事案の増加に対し、隊員の感染防止用資材を購入するため、緊急的に予備費を充用いたしました。

2点目として去る8月26日東京都立川市において全国消防救助技術大会が開催されました。当組合は東海地区予選において引揚救助の部で優秀な成績を収め、全国大会出場を果たしました。そこで同大会出場に伴う職員の旅費と大会用資材の運搬費に予備費を充用しておりますのでご報告させていただきます。

さて、本議会に提案いたします議案は、決算の認定をはじめ3議案であります。慎重なる審議を賜り全議案可決いただきますようお願い申し上げ、開会のあいさついたします。

◎議長（山田達郎議員）

日程第3会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から11番小野田利信議員、12番ごとうみき議員、以上お二人を今回の会議録署名議員に指名いたします。

◎議長（山田達郎議員）

日程第4会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第5一般質問を行います。質問時間は、議会運営に関する申し合わせ事項により15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。また、関連質問は認めないことといたします。通告受付順により発言を許します。12番ごとうみき議員

◇12番（ごとうみき議員）

まず初めに新型コロナの影響における職場内での感染防止対策についてです。第7波に関連した出動件数や救急搬送困難事例はどのようなでしたでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

答弁、酒井消防長

○消防長（酒井雄二君）

消防長、酒井。愛知県では、6月21日から新型コロナウイルス感染症の第7波に突入し、感染者数が増加しております。当管内においても6月が1,176人、7月は9,971人、8月は18,848人と感染者数が増加し、現在は減少傾向にあるものの、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

その間における新型コロナウイルス感染症の取扱い件数は6月13件、7月86件、8月168件でございました。救急搬送困難事例は国の調査に基づき、救急隊による医療機関への受入れ照会回数が4回以上、かつ、現場の滞在時間が30分以上の事案を対象に統計を取っており6月は0件、7月は7件、8月は45件でございました。

◎議長（山田達郎議員）

12番 ごとうみき議員。

◇12番（ごとうみき議員）

大変な現状であったと思います。3月議会において、1月1日から3月27日までの間に現場滞在時間30分以上が164件、内1時間以上が6件あったとの答弁がありました。同様の基準に基づいて6月から8月までの間は、どうだったのでしょうか。

また、119番により出動し、救急隊が帰ってくるまでの所要時間には、どのような変化があったのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

答弁、村瀬次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（村瀬昭二君）

次長兼消防課長、村瀬。現場滞在時間を30分以上要した救急事案につきまして、6月は25件、7月は56件、8月は122件でした。そのうち1時間以上を要した救急事案につきまして、6月は0件、7月は5件、8月は11件でした。

また、救急車が1事案に要した時間につきましては、119番を受けてから帰署するまでの平均時間が6月は96.2分、7月は113.2分、8月は118.6分となっており、全国的に感染者数が増大するにつれ、1事案に対する救急隊の活動時間も延伸している傾向があります。

なお、救急出動における119番を受けてから帰署するまでの最長時間につきましては6月が141分、7月が223分、8月が367分で、全て新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送でした。

◎議長（山田達郎議員）

12 番ごとうみき議員。

◇12 番（ごとうみき議員）

6 時間を超える場合もあったということです。そこまで市民に寄り添っていただき、感謝を申し上げたいと思います。病院が決まるまでの不安感、救急隊の方がその場にいてくださる安心感等、適切な救助や支援があったからこそ守られた命があったのだとご答弁で痛感いたしました。

そして救急搬送が困難な事例が 8 月は 45 件であったということと、時間が長くなっている傾向があるという中で、現場の負担は大変なものであったと思います。その中で命を救っていただいたことについて、改めて感謝を申し上げます。

しかし、同時に職員のコロナの感染リスクも高まった第 7 波であったと思います。

職員の感染や濃厚接触者となるなど、勤務できなかった場合はどのように対応されましたか。また、活動隊の縮小をせざるを得なかった場合もあったのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

答弁、酒井消防長。

○消防長（酒井雄二君）

消防長、酒井。職員の人員調整及び隊の編成は、新型コロナウイルス感染症に限らず、各種研修や休暇等を考慮して調整する必要があるがございますので、毎年、内部に通知している警防力の確保要領に基づき、対応しております。具体的には、9 拠点ある署所ごとに最低人員を定めて、管内全体を 3 ブロックに分けており、各署所で人員不足が生じた場合には、まずブロック内で調整を行います。

ブロック内での調整が困難な場合は全署所で行い、それでも困難な場合は、週休交代などにより人員を確保いたします。新型コロナウイルス感染症の第 7 波の影響により、多数の職員が陽性または濃厚接触者となり、自宅待機を余儀なくされた 8 月は、一部の救助隊や救急隊を縮小して対応せざるを得ない日がトータルで 23 日間ございましたが、消防広域化によるスケールメリットにより、各出動につきましては支障なく対応できております。

◎議長（山田達郎議員）

12 番ごとうみき議員。

◇12 番（ごとうみき議員）

支障なくというように言われましたが、救助隊や救急隊が縮小された日が 23 日もあったということをお大変心配します。本当にひっ迫した状況が尾三消防にもあったということをお、今のご答弁から認識させていただきました。

それについて、どのように改善するのかという検討が必要だと思われます。救急隊

や救助隊の縮小、週休交代ということもおっしゃられましたが、このことは現在も続いているのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

答弁、村瀬次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（村瀬昭二君）

次長兼消防課長、村瀬。9月における隊の縮小は、9月26日現在で10日間ございました。週休交代による人員調整はありません。

◎議長（山田達郎議員）

12番ごとうみき議員。

◇12番（ごとうみき議員）

8月の23日と9月の現在までで10日間あったということですので、しっかり検証していただき、どのような体制を作っていくのかということが必要であると感じます。

コロナの第7波の経験を踏まえて、これから消防全体の体制強化をどう作っていくのかということが、今私達に問われていると改めて今のご答弁からもわかりました。

これらの経験も踏まえて、さらなる感染防止対策に向けて何が必要だとお考えでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

酒井消防長。

○消防長（酒井雄二君）

消防長、酒井。当本部の新型コロナウイルス感染症警戒本部会議における決定事項に基づき、基本的感染防止対策を徹底するほか、行政視察や他の機関との連携訓練等につきましては、感染状況を踏まえながら実施を判断する必要があるとございます。

また、活動面での感染防止対策も強化するため、高性能マスクのほか、感染防止用のジャンパーやズボンを整備しておりますので、平常時に加えて緊急時の対策も引き続き行っていくことが必要と考えております。

併せまして、職員の重症化リスクを抑えるため、新型コロナワクチンの接種を推奨し、人員確保に努めてまいりたいと考えております。

◎議長（山田達郎議員）

12番ごとうみき議員。

◇12番（ごとうみき議員）

まずは、職員の皆さんが気兼ねなく検査を受けられることが大事であると思いますが資材の準備や換気の改善はどのようなのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰君）

総務課長、水野。昨年度に引き続き、医療関係向けの製品である抗原検査キットを愛知県瀬戸保健所から提供をいただきましたので、各署所に配布しており、それぞれ所属の判断で必要に応じ、いつでも使用することが可能となっています。

また、職場環境の整備として、各署に網戸を設置したことで執務室や仮眠室など昼夜を問わず換気することができるようになっております。

◎議長（山田達郎議員）

12 番 ごとうみき議員。

◇12 番（ごとうみき議員）

換気機能付きのエアコンもありますので、今後導入を検討していただき、少しでも皆さんのリスクを減らしていただければと思います。

また、今までのご答弁を聞いて、コロナ対策で一番必要なのは人員の確保であると痛感いたしました。今まで以上に長時間の出動が繰り返される中、もう 1 隊 2 隊救急隊を増やすなどの積極的な対応が必要だと思います。仮に体調不良を感じた職員がいた場合でも、すぐに気兼ねなく休める、交代の方がすぐに来ることができるというような人員体制こそ必要であると思います。

先ほど、人員確保に努めて参りたいというようなご答弁もありました。これを実施するように皆さんで確認していただきたいと思います。活動の縮小ではなく、安心安全も消防力の強化であると思いますので、重ねて申し上げます。

続けて、ジブリパークについてです。3 月議会に続いての質問ですが 11 月開園に向けて、尾三消防ではどのように準備が進んでいるのかを伺います。まず初めに開園に向けた完成検査の実施状況はどのようなのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

答弁、酒井消防長。

○消防長（酒井雄二君）

消防長、酒井。ジブリパークの開園まで残すところ 1 カ月余りとなり、管内初の大規模テーマパークで、県内外からも多数の来園者が見込まれることから、各建築物の法令適合状況等について、慎重を期して最終確認を実施している状況でございます。

パーク内の3つのエリアのうち、消防の完成検査が必要となるジブリの大倉庫の検査を令和4年4月25日に実施しました。

また、スプリンクラー設備の散水障害等の有無を確認する最終検査を、実際の展示物が設置されたのちの9月20日に実施した結果、いずれも検査基準に適合しております。

◎議長（山田達郎議員）

12番ごとうみき議員。

◇12番（ごとうみき議員）

ジブリの大倉庫の警防活動計画の策定状況はどのようなのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

答弁、酒井消防長。

○消防長（酒井雄二君）

警防計画につきましては、尾三消防本部警防計画策定要綱に基づく5階建て以上の建築物、延べ面積3,000㎡以上の建築物及び学校等が対象であり、災害が発生した場合に効果的な警防活動を実施することを目的に策定するもので、ジブリパークでは、延べ面積18,000㎡を超えるジブリの大倉庫が対象となります。

なお、開園に向け、10月5日に現地で消防訓練を実施しますので、消防活動等に必要の隊員の進入経路をはじめ、活動障害、消防用設備の活用等について確認を行い、10月中には策定が完了いたします。

◎議長（山田達郎議員）

12番ごとうみき議員。

◇12番（ごとうみき議員）

この計画の策定は、誰が行なうのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

答弁、佐野次長兼特別消防隊長。

○次長兼特別消防隊長（佐野耕三君）

次長兼特別消防隊長、佐野。警防計画の策定は、当該建築物を担当する長久手消防署の警防課職員が行います。対象となる建築物の消防検査を担当する長久手消防署の予防課と警防課が情報の共有を行い、協力して策定することとなります。

◎議長（山田達郎議員）

12 番ごとうみき議員。

◇12 番（ごとうみき議員）

長久手消防署が行うということですが、長久手消防署の過重負担にならないかということを懸念しています。コロナ禍で尾三消防全体の活動を縮小せざるを得なかった中、長久手消防署でも、ぎりぎりの配置であったのではないかと想像いたします。

そして、この計画ができたからといって、終わりではなくジブリの安全性を背負っていく任務が引き続き長久手の消防署にあるというようにとらえますので、是非、長久手の体制強化を求めています。

また、先ほど 10 月 5 日の現地での訓練ということがありましたが、この訓練には救急係の方も参加されますか。

◎議長（山田達郎議員）

佐野次長兼特別消防隊長。

○次長兼特別消防隊長（佐野耕三君）

警防計画は、救急隊も消防隊と協力して策定しています。また、10 月 5 日の現地での消防訓練への救急隊の参加はございません。

◎議長（山田達郎議員）

12 番ごとうみき議員。

◇12 番（ごとうみき議員）

今後は救急隊の参加も踏まえた消防訓練を実施していただきたいと思います。一番出動が多いのは、救急隊だと思いますのでお願いします。そして、3 番目です。現地での施設関係者との連携訓練はどのようなのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

酒井消防長。

○消防長（酒井雄二君）

消防長、酒井。開園前につきましては、先ほどお答えしたとおり 10 月 5 日に現地での消防訓練を行います。その中で新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、避難誘導、初期消火、119 番通報のほか消防機関到着時の情報提供等について、施設関係者と連携を図ることを内容として訓練を実施いたします。

開園後につきましては、定期的な連携訓練は重要であると考えておりますので、施設関係者及び近隣消防本部も含めて現地での消防訓練を検討してまいります。

◎議長（山田達郎議員）

12 番 ごとうみき議員。

◇12 番（ごとうみき議員）

ジブリパークは長久手消防署から、かなり遠いと思います。今後、近隣消防本部である瀬戸や豊田とも共同で行っていただき、救急車の出動を一番スムーズにできる方法を検討していただきたいと意見を申し上げます。

最後に、尾三消防組合消防力整備計画第8次の中間見直しが行われています。この中間見直しに職員の増員を位置づけることが必要であると思われますが、消防職員の増員については、どのような観点で検討されているのでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

竹内事務局長。

○事務局長（竹内勇治君）

事務局長、竹内。今年度、尾三消防組合消防力整備計画の中間見直しを実施しておりますが、その中で、職員数の管理方針である定員適正化計画の見直しのための調査も行っております。この調査を基に令和6年度から令和10年度までの定員適正化計画の策定を予定しております。

職員の増員につきましては、管内の人口推計などの状況分析に加え、今後、定年年齢の引上げや育児休業の取得推進などの働き方改革に伴う施策の推進、また新型コロナウイルス感染症の影響など、計画策定時にはなかった新たな事象に対応していくことを考慮しながら、消防サービスの質を維持し、増加する消防需要に応えるために必要な組織体制や人員の確保を検討してまいります。

◎議長（山田達郎議員）

12 番 ごとうみき議員。

◇12 番（ごとうみき議員）

計画策定時にはなかった新たな事象がまさに尾三管内で起こっていると思います。質問してきましたように、やはり全体の職員増がどうしても必要だと痛感します。その中でも特に長久手消防署の体制強化が必要だと思います。

第8次計画では、消防力の整備指針に基づく目標数というのがあり、消防署所が目標では10署所というようになっています。目標に近づけるのであれば、長久手市にもう一つ消防署や出張所を作ることを積極的に検討していただきたいと申し上げて質問いたします。

◎議長（山田達郎議員）

続きまして、9番わたなべさつ子議員。

◇9番（わたなべさつ子議員）

消火活動の内容についてです。深夜の消火活動での困難性、特殊性についてお聞きいたします。夜間での特殊性は、暗いのために道路の状態や消防水利の確保などに困難があるのではないかと考えますがいかがですか。

狭隘道路地区の消火活動での困難性、特殊性についてです。道路が狭く住宅が建て込んでいる地域の活動は、消防車の進入などに制限があると思いますがどのように対応されていますか。

◎議長（山田達郎議員）

答弁、酒井消防長。

○消防長（酒井雄二君）

消防長、酒井。令和3年中の火災件数は85件で、そのうち午後7時から午前5時までの夜間の件数は22件あり、全体の約26パーセントを占めております。議員が言われるとおり、夜間の活動につきましては視認性が悪いことから照明器具を使用するなど、日中以上に注意して活動するとともに、消防地理水利調査規程に基づき、日頃から定期的に管内の道路状況や消防水利の位置等を調査することで、消防活動に支障がないように備えております。

次に、道路が狭い地区での消火活動でございますが、現場の近くまで進入することが難しいと判断した場合は、車両の停車位置から現場までの距離が長くなりますので、現場到着後速やかに消火活動を開始することができるよう、あらかじめ出動中に最短のホース延長ルートを決定し、対応することとしております。

◎議長（山田達郎議員）

9番わたなべさつ子議員。

◇9番（わたなべさつ子議員）

夜間の消火活動は、日中と違い困難が伴い厳しい状況が推察されます。ご答弁によりますと夜間の火災は全体の4分の1を占めるということです。火事は大きな危険と損失を伴います。厳しい消火活動の一端をお聞きすることができました。市民ともども防火に努めていきたいと思い、これで私の一般質問を終わります。

◎議長（山田達郎議員）

以上で、一般質問を終わります。

◎議長（山田達郎議員）

日程第6議案第14号令和3年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。近藤会計管理者。

○会計管理者（近藤昭博君）

会計管理者、近藤。議案第14号令和3年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。この案を提案するのは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付する必要があるからでございます。

決算書に基づいて説明させていただきます。7ページをお願いいたします。歳入です。表の一番下、歳入合計欄をご覧ください。予算現額39億5,900万7千円に對しまして、収入済額は39億7,158万7,598円となりました。前年度に比べ、2億9,676万5,813円、率にしまして約8.1%の増加となりました。

8ページをお願いいたします。歳出です。同じく表の一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額39億5,900万7千円に對しまして、支出済額は38億9,654万6,407円となりました。前年度に比べ2億8,565万1,655円、率にしまして約7.9%の増加となりました。9ページをお願いいたします。先ほどの結果、歳入歳出差引額は、7,504万1,191円となりました。

次に飛びますが46ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額39億7,158万7,598円、歳出総額38億9,654万6,407円で、歳入歳出差引額は7,504万1,191円でございます。翌年へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の7,504万1,191円となりました。

51ページをお願いいたします。基金です。まず財政調整基金です。令和2年度末現在高は2億7,590万7,343円です。令和3年度中の基金の動きは取崩額が1億7,589万9,086円でしたので、令和3年度末現在高は1億8,257円となっております。

つぎに消防施設整備等基金です。令和3年度条例施行のため令和2年度末現在高は0円です。令和3年度中の基金の動きは、積立額が1億8,149万3,295円でしたので、令和3年度末現在高は、1億8,149万3,295円となっております。

以上で私からの概要説明とさせていただきます。この後、決算事項別明細書及び主要施策報告書に基づきまして、担当より説明をさせていただきます。

◎議長（山田達郎議員）

続きまして、水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰君）

総務課長、水野。引き続き決算事項別明細書にて説明させていただきます。12、13ページをお願いいたします。款1分担金は、尾三消防組合規約に基づいた構成市町からの分担金となっております。各市町の分担率及び金額は、備考欄に記載のとおりです。

款 2 使用料及び手数料は、電柱の行政財産目的外使用料と消防関係申請手数料です。款 3 国庫支出金の緊急消防援助隊設備整備費補助金は、救急車 1 台と救助工作車 1 台の更新に係るもので、予算現額 5,526 万 1 千円に対し収入済額が 5,833 万 6 千円で 307 万 5 千円の増となりました。

14、15 ページをお願いします。款 4 県支出金 129 万 6 千円は、石油貯蔵施設立地対策等交付金で消防用ホースの購入に充当しております。款 5 財産収入の主なものは、各署所の食堂に設置している自動販売機の庁舎等賃貸料と、救急車 2 台、タンク車、救助工作車及び資機材搬送車各 1 台を売却処分した物品売払収入です。

款 7 繰入金の収入済額 2 億 1,724 万 3 千円は主に消防施設整備等基金への積立金として財政調整基金より繰入しております。16、17 ページをお願いいたします。款 8 繰越金前年度繰越金で 6,392 万 7,033 円となります。款 9 諸収入の収入済額 5,321 万 404 円は、構成市町等に派遣している職員 6 名分の人件費にかかる派遣先からの負担金、また、管内を走る高速自動車国道 2 路線の救急業務に関する支弁金など記載のとおりです。

款 10 地方債の 8,100 万円は水槽付消防ポンプ自動車 1 台及び救助工作車 1 台を購入した車両整備事業における借り入れです。歳入の説明は以上です、続いて歳出の説明をさせていただきます。18、19 ページをお願いいたします。款 1 議会費は組合議会の開催・運営に要する経費で支出済額 67 万 4,988 円で執行率 95.34%です。

款 2 総務費の目 1 一般管理費は事務用機器や電算システムの運用管理、上部団体への負担金などに要する経費で支出済額 3,048 万 3,587 円で執行率 95.92%です。20、21 ページをお願いいたします。目 2 人事管理費は職員の給料や手当、共済組合負担金、人材育成などに要する経費で、30 億 2,746 万 5,759 円で執行率 98.84%です。

節 3 職員手当等に不用額が 3,061 万 7,672 円ありますが当初予算編成時での想定より台風などの自然災害に伴う職員招集・災害出動が少なかったため特殊勤務手当、時間外勤務手当などが結果的に不用額となったものです。

24、25 ページをお願いします。目 3 会計管理費は会計事務処理に要する経費で支出済額 17 万 7,750 円で執行率 88.43%です。目 4 財産管理費はこの尾三消防本部の施設・設備の改修・修繕、維持管理業務の委託及び光熱水費等に要する経費と積立金で支出済額 2 億 6,761 万 6,752 円で執行率 99.15%です。

補正予算額 2 億 2,198 万 3 千円の大半は財政調整基金及び消防施設整備等基金への積立金が占めております。26、27 ページをお願いいたします。項 2 監査委員費は監査委員の報酬など委員活動に要する経費で、支出済額 158,370 円で執行率 92.61%です。

◎議長（山田達郎議員）

続きまして、村瀬次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（村瀬昭二君）

次長兼消防課長、村瀬。款3の消防費について説明させていただきます。款3項1目1消防費は車両等の購入及び維持管理、救急救命士の養成などに要する経費が主なもので支出済額4億1,751万3,078円で執行率98.77%です。

30、31ページをお願いします。目2予防費は、火災予防を啓発するために要する経費が主なもので、支出済額612万7,951円で、執行率92.79%です。32、33ページをお願いします。目3指令費は、指令機器等の保守点検委託が主なもので、支出済額6,052万1,491円で執行率99.24%です。

34ページ、35ページをお願いします。目4特別消防隊費は車両に装備されているクレーン及び重機の点検委託料が主なもので、支出済額221万593円で執行率は95.41%です。各消防署費及び各出張所費につきましては経常的な経費が主なものとなります。款3の消防費の説明は以上となります。

◎議長（山田達郎議員）

水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰君）

総務課長、水野。42、43ページをお願いします。款4項1公債費の目1元金は地方債として借り入れた元本の返済金で6件分です。44、45ページをお願いいたします。目2利子は当該借入金にかかる利子で8件分です。

款5予備費は新型コロナウイルス対策の資材費等に充用しております。47ページをお願いいたします。財産に関する調書です。(1)の土地及び建物については増減はありません。48、49ページをお願いいたします。(2)車両及び消防用主要機器材等です。掲載は主要な資器材とさせていただきます。

50ページをお願いいたします。地方債の一覧表です。令和3年度中の償還額は合計欄にありますように、6件分4,564万9,919円であり、新規借入額が2件分8,100万円でしたので、令和3年度末現在高は10件分2億108万4,593円となっております。

次に主要施策報告書により、主な施策の成果及び予算執行の実績についてご説明いたします。主要施策報告書の1ページをお願いいたします。令和3年度は第8次消防力整備計画の基本理念である安全で安心な暮らしを実現できる地域の実現に向け、消防広域化のスケールメリットを最大限に活用した盤石な消防組織を目指し各種事業を実施しました。

2ページをお願いいたします。歳入歳出決算の状況ですが先ほどご説明した決算と重なります。3ページをお願いいたします。(3)前年度比決算額のうち前年度比の差が大きいものにつきましてご説明いたします。ア歳入のうち款1分担金及び負担金ですが令和3年度は財政調整基金からの繰入により分担金が減額しております。

款3国庫支出金は救助工作車1台と救急自動車1台を購入した際に緊急消防援助隊設備整備費補助金が交付されたものです。令和2年度は化学消防自動車1台でした

ので、令和３年度は増額となったものです。款７繰入金は財政調整基金からの繰入金で、当初予算で見込んだ他に消防施設整備等基金への積立金として繰入しております。

令和２年度は前年度の広域化に伴う基金清算により０円であったため令和３年度は皆増となっております。款９諸収入は派遣職員数の減に伴い、出向する職員人件費の収入が減額したことによるものです。

款１０地方債は、水槽付き消防ポンプ自動車１台と救助工作車１台の一般事業債で令和２年度は化学消防自動車１台の一般事業債であったことから増額となったものです。イ歳出の款３消防費は、整備計画に基づく車両更新に加え、はしご自動車のオーバーホール事業がありましたので増額となっております。

４、５ページをお願いいたします。節別歳出決算につきましては決算説明書記載の歳出の款項目節ごとの金額と同額でございます。６ページをお願いいたします。組合議会の招集及び付議案件は議会を４回開会し２１件をご審議いただきました。監査の実施状況は例月出納検査など１６回実施していただきました。

７ページをお願いいたします。(３)工事等の執行状況です。ア工事等執行状況で支出済額１００万円以上の事業はありませんでした。イ委託業務の状況で支出済額３０万円以上の事業は４２件です。８ページをお願いいたします。(５)福利厚生事業は、記載にあります２事業を実施いたしました。

次に、(６)職員の教育・研修の状況は消防大学校、愛知県消防学校のほか救急救命士を養成するため、各地の救急救命士研修所に入校させました。また、愛知県市町村振興協会などの各種研修に延べ８８名を参加させました。９ページをお願いいたします。(７)会計管理の状況は、出納室において現金の出納・保管、現金及び財産の記録管理等を行い、適正な会計事務処理に努めました。

(８)消防業務の状況につきましては、アから１０ページのケまでで各種資器材の購入状況、各種災害の出動状況及び救急救命士養成等の実績となります。１１ページをお願いいたします。(９)予防業務の状況につきましてはアから１３ページのタまでで、住宅用火災警報器の設置促進及び火災予防に係る啓発活動等の実績となります。

１４ページをお願いいたします。(１０)指令業務の状況につきましては、出動別の覚知内訳及び専用システムを活用した出動件数の実績となります。１５ページをお願いします。(１１)警防業務の状況につきましては各種災害を想定した訓練の実績となります。

２１ページをお願いいたします。(２)車両等の配備状況は総台数７６台で前年より１台減っておりますが、これは第８次消防力整備計画に基づく車両更新計画により減じたものとなります。議案第１４号の説明は以上となります。

◎議長（山田達郎議員）

ここで決算審査結果の報告をお願いします。相羽監査委員。

○監査委員（相羽喜次君）

議長のご指名がございましたので、過日行いました令和３年度一般会計の決算につ

きまして、監査委員を代表いたしまして、意見を述べさせていただきます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、管理者より決算審査に付されました令和 3 年度尾三消防組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況につきまして、日進市議会議員の福安淳也監査委員とともに審査をいたしましたので、その結果について簡潔に意見を申し上げます。

決算審査は、令和 4 年 7 月 21 日に実施をいたしました。審査にあたりましては、提出されました一般会計歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に準拠して調製されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるかなどを主眼に置き、関係諸帳簿及び関係書類との照合を行うとともに関係職員から説明を求め、実施をいたしました。

審査の結果についてでございますが、決算書類は、法令に準拠して作成されており、その計数は正確であると認められました。また、基金の運用状況につきましても、その計数は正確であり、基金条例に基づき管理運用されているものと認められました。

審査の概要につきましては、お手元に配付をしております決算審査意見書の記述のとおりでございます。決算総額は歳入が 39 億 7,158 万 7,598 円、歳出が 38 億 9,654 万 6,407 円で、実質収支額は 7,504 万 1,191 円でございます。

当組合は広域化して 5 市町で構成されて 4 年が経過をいたしました。組織としての消防体制、事務管理体制は、管轄ごとに統一的な体制が維持され、関係市町それぞれにおいて差異のないサービスが提供されております。

しかしながら、管内では都市型住宅が増加をし、また、大規模商業施設の立地など、都市基盤構造が大きく変化しており、全国的にも稀な人口の増加地域であります。今後、さらに消防需要が高まることが予想され、それに伴う消防体制の強化が急務であります。

一方、財政面では車両等の更新や施設の老朽化に伴い、歳出が増加する中、自主財源を確保するために用途を廃止した車両の公売することや財政調整基金の運用などを行っていますが、さらなる歳入の確保が必要であるなど、今後、財政的に支出拡大が予想されることを念頭に、対応を一考いただきたいと思います。

このように多くの経費が必要となる中、新型コロナウイルス感染症対策として救急搬送用資機材の導入など、職員だけでなく住民に対しても安全で安心なサービスを提供いただいているところですが、予備費での対応は、緊急的措置であり、消防体制維持のためには適切な予算編成をしていただきたいと思います。

最後に消防力の充実・強化を図ることは肝要であります。構成市町の財政状況は、新型コロナウイルス感染症対応など厳しい状況にあり、組合にも、さらなる合理的かつ効率的な予算執行を務めていただくことを忘れず、職員の育成、安全、健康管理にも留意しながら、住民サービスを第一に消防力の堅持に努められることを要望し、決算審査のむすびといたします。

なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書をご一読いただければと思います。以上で監査報告を終わります。

◎議長（山田達郎議員）

これより、議案第 14 号に対する質疑を許します。議会運営に関する申し合わせ事項により質疑時間は 15 分以内とし、質疑回数は制限ないものとします。また、関連質疑は認めないものとします。それでは通告がありましたので質疑を許します。12 番ごとうみき議員。

◇12 番（ごとうみき議員）

まず 1 点目、歳出の 2 款 1 項 2 目特殊勤務手当と時間外勤務手当についてです。特殊勤務手当が令和 2 年度の決算 9,365,800 円に対し、令和 3 年度決算では、12,058,000 円となっています。

また、時間外勤務手当も令和 2 年度決算 48,765,979 円に対し、令和 3 年度では 64,898,291 円と増額になっています。令和 3 年度の特徴を教えてください。

◎議長（山田達郎議員）

答弁、水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰君）

総務課長、水野。特殊勤務手当につきましては、令和 2 年 10 月尾三消防組合議会定例会において、尾三消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を議決いただき、新型コロナウイルス感染症陽性者事案に携わった職員を対象として通常の出動手当に加え、1 日あたり 3,000 円の特殊勤務手当を令和 2 年 4 月 1 日以降の該当する出動に対して支給しています。

令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症陽性者を取り扱う救急件数が増加しております。令和 2 年度は 43 件、令和 3 年度は 232 件で 189 件の増加となり、特殊勤務手当の支給額が増加しております。

次に、時間外勤務手当につきましては、令和 3 年度は令和 2 年度に比べて新型コロナウイルス陽性者の取り扱い事案も多く発生しており、1 件あたりの活動時間も延伸傾向にありました。

また、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中、感染防止対策の徹底など必要な措置を講じながら各種事業を再開したこと及び静岡県熱海市での土砂災害への派遣も増加の要因と考えております。

令和 3 年度は感染防止対策を徹底するなどして各事業を再開しましたが、新型コロナウイルス感染症の陽性者を取り扱う救急件数は令和 2 年度に比べ増加していることもあり、令和 3 年度の特徴としましては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく関わったものと考えています。

◎議長（山田達郎議員）

12 番 ごと う み き 議員。

◇12 番（ごと う み き 議員）

コロナ禍での活動、皆さんのがんばりが決算書からも良く読み取れます。続けて歳出 2 款 1 項 2 目 消防学校研修旅費と消防学校研修費負担金についてです。尾三消防組合整備計画にも消防職員の研修の推進が位置付けられ中間値でも目標が示されています。

にもかかわらず、消防学校の研修費が当初予算 2,039,000 円に対し、決算が 1,466,377 円になっていますし、消防学校研修費負担金の当初予算 1,741,000 円が決算では 1,533,900 円に減額になっています。これはどうしてでしょうか。

◎議長（山田達郎議員）

答弁、水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰君）

総務課長、水野。消防学校の入校に係る決算は、受講教科数及び受講人数により変わります。当組合では、職員の資質向上及び職務遂行上必要な知識及び技術の習得を目的として毎年、愛知県消防学校の受講の要望を行っています。

消防学校に係る当初予算につきましては、要望する人数を基に算出しますが、受け入れ可能人数にあっては、県下の消防本部からの受講要望人数を勘案して消防学校が決定していますので、結果として、要望どおりの人数が入校できなかったために、決算額において不用額が生じる結果となっています。

◎議長（山田達郎議員）

続きまして、9 番 わ た な べ さ つ 子 議員。

◇9 番（わたなべさつ子議員）

令和 3 年度尾三消防組合歳入歳出の決算の認定についてです。1 歳出款 2 総務費項 1 総務管理費 目 2 人事管理費節 3 職員手当等です。2 歳出款 3 消防費項 1 消防費目 1 消防費節 13 使用料及び賃借料についてです。

令和 3 年 7 月 3 日に発生した静岡県熱海市土石流災害緊急消防援助隊派遣要請により、尾三消防本部から第 1 次派遣隊として 7 月 10 日から 7 月 13 日まで特殊装備小隊 1 隊 3 名、第 2 次派遣隊は 7 月 13 日から 7 月 16 日まで特殊装備小隊 1 隊 3 名、後方支援小隊 1 隊 4 名、第 3 次派遣隊は 7 月 16 日から 7 月 19 日まで特殊装備小隊 1 隊 3 名の合計 13 名の派遣を行いました。

時間外勤務手当及び特殊勤務手当の内容について。緊急消防援助隊宿泊施設使用料についてお尋ねいたします。

◎議長（山田達郎議員）

水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰君）

総務課長、水野。ご質問の手当の内容でございますが、日の出から日没まで実施された搜索業務や活動後に行われる作戦会議への出席等に伴い、延べ約 370 時間の時間外勤務が発生し、金額にして 1,033,324 円を支出いたしました。

特殊勤務手当は 1 日を昼食と夕食の前後で 3 区分に分け、1 日最大 3 回の出動手当を計 51 回分 10,200 円支出いたしました。

また、隊員を派遣した災害発生場所が静岡県熱海市であり、観光地という地域特性上、本来であれば緊急消防援助隊は野営が基本ではありますが、総務省消防庁から災害拠点及び宿泊施設として現地のホテルが指定されましたので、延べ 39 泊分 395,421 円を支出いたしました。

◎議長（山田達郎議員）

9 番わたなべさつ子議員。

◇9 番（わたなべさつ子議員）

この行動は中央から尾三消防に直接の要請があった災害救助活動ということでした。現地での活動の方にとっても、また、日常の緊急対応の方にとってもコロナ禍での 1 か月以上に及ぶ突発的対応であり、その配置など大変であったと想像いたします。救助活動である宿泊地が野営では無く現地ホテル宿泊であり、住食が乏しかったのではないかと考えます。

◎議長（山田達郎議員）

以上で議案に対する質疑を終わります。ここで議事の都合上により、暫時休憩いたします。

午後 3 時 7 分休憩

午後 3 時 15 分開議

◎議長（山田達郎）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。これより討論に入ります。議案第 14 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

反対討論を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第 14 号令和 3 年尾三消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第 7 議案第 15 号尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰君）

総務課長、水野。議案第 15 号尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この案を提出するのは、人事院規則の一部改正に準じ改正する必要があるものです。

新旧対照表 1 ページをお願いいたします。第 2 条第 3 号アの改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件について改めるものです。改正前は、1 子が 1 歳 6 か月に達する日までにその任期が満了することが明らかでない場合及び 2 引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない場合、この 2 要件に該当した場合にのみ育児休業を取得することができましたが、今回の改正では、子が 1 歳 6 か月に達する日までにその任期が満了することが明らかでない場合の条件について、子の出生から改正後育児休業条例第 3 条の 2 に規定する 57 日間以内に育児休業を取得する場合の取得要件を子が 1 歳 6 か月に達する日までではなく、当該期間の末日から 6 月を経過するまでの日までに緩和するものです。

次に第 2 条第 3 号イ、第 2 条の 3 第 3 号及び第 2 条の 4 は、非常勤職員の子の 1 歳以降の育児休業の取得要件の改正についてです。内容は、1 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が 1 歳 6 か月到達日又は 2 歳に達する日とする要件について、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するもの 2 非常勤職員の子が 1 歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備するもの、以上 2 つとなり、このことについて所要の整理を行うものです。

新旧対照表 5 ページをお願いします。第 3 条は、職員の育児休業の取得回数制限の緩和等についてです。改正前の第 3 条第 5 号で規定する養育するための計画を申し出た場合の再度取得についてを削除し、以降 1 号ずつ繰り上げ、第 8 号の任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を第 7 号として整備するなど所要の整理を行うものです。附則としまして、この条例は令和 4 年 10 月 1 日から施行するものです。議案第 15 号の説明は以上となります。

◎議長（山田達郎議員）

議案第 15 号につきましては、質疑の通告がございましたのでこれより討論に入ります。議案第 15 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論を許します。

〔発言する者なし〕

反対討論を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第 14 号尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第 8 議案第 16 号令和 4 年度尾三消防組合一般会計補正予算第 2 号を議題いたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰君）

総務課長、水野。議案第 16 号令和 4 年度尾三消防組合一般会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。補正予算書の 3 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 6,454 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 39 億 7,549 万 2,000 円とするものです。

10、11 ページをお願いいたします。歳入の款 3 項 1 目 1 緊急消防援助隊設備整備費補助金は、当初予算では、入札に伴う補助額の減額を見込んでいましたが、補助額が決定されたため増額するものです。

款 4 項 2 目 1 消防交付金は石油貯蔵施設立地対策等交付金で、名古屋市の交付金算定石油貯蔵量が増加し、配分額の増額に伴うものです。款 8 項 1 目 1 繰越金は、議案第 14 号の決算説明書 46 ページでご説明しました実質収支額の全部を前年度繰越金として、一般会計へ組み入れるものです。

款 9 項 1 目 1 諸収入は高速自動車国道救急業務に関する支弁金で、支弁金の算定で用いる人口規模別分類係数が 2 % から 1 % に減少したことによる減額です。12、13 ページをお願いいたします。

歳出の款 2 総務費項 1 総務管理費目 4 財産管理費の節 10 需用費は、電気料金の新たな契約による光熱水費の増額です。節 24 積立金は、説明欄にありますように財政

調整基金に 6,576 万 6,000 円を積み立てるものです。

次に款 3 項 1 目 1 消防費の節 12 委託料は、放射線の線量を測定する計器の保守点検委託料の増額によるもので節 17 備品購入費は、車両更新事業の入札執行残による減額です。次に目 3 指令費の節 10 需用費は、気象観測施設の修繕と大気圧を測定するための気圧発信器を交換するものです。デジタル無線基地局電気代は、電気料金の新たな契約に伴う増額です。

目 5 日進消防署費以下の節 10 需用費の光熱水費については、電気料金の新たな契約による増額となります。なお、目 8 南出張所費の節 10 需用費の消耗品費の減額は、救助技術訓練の中止に伴うものです。

款 4 項 1 公債費目 1 元金は、車両購入に伴う借入金元金据置の借り入れとなったため減額するものです。目 2 利子は、同じく車両購入に伴う金利が確定したことに伴い減額するものです。議案の説明は以上となります。

◎議長（山田達郎議員）

議案第 16 号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。議案第 16 号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論を許します。

〔発言する者なし〕

反対討論を許します。

〔発言する者なし〕

賛成討論を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第 16 号令和 4 年度尾三消防組一般会計補正予算第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。これをもって、定例会に付されました議案の審議はすべて終了いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

ごとうみき議員。

○12 番（ごとうみき議員）

先程、開会前に議長が黙祷を求めたことについて私は抗議をいたします。

黙祷は、議長が個人的に求められたものなのか、議会運営委員会の了解を得てここにいる議員、そして管理者を含めた全出席者に対して求められたものなのか、お答えいただきたいです。

◎議長（山田達郎議員）

私は、皆様に求めています。どこでいつ求めたのかわかりませんが、議事録に残りますので暫時休憩といたします。

午後 3 時 26 分休憩

午後 3 時 33 分開議

◎議長（山田達郎議員）

休憩前に引き続き再開いたします。ただ今のごとう議員の発言は議案としては扱いませんので、却下とさせていただきます。これを持ちまして定例会に付託されました議案の審議をすべて終了いたしました。

お諮りいたします。今議会において、議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。

◎議長（山田達郎議員）

日程第 9、管理者あいさつをお願いいたします。小山祐管理者。

○管理者（小山祐君）

閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。先程は上程いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、議決をいただきましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。また、相羽喜次監査委員におかれましては、決算審査のご報告をいただき、ありがとうございました。

さて、猛暑も一段落し、朝夕めっきり涼しくなってきましたが、一方では体調管理が難しい季節でもあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大についても、まだまだ予断を許さない状況であり、引き続き基本的な感染防止対策の徹底が重要だと考えます。議員諸氏におかれましては、健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

◎議長（山田達郎議員）

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。小山管理者をはじめ当局の皆さまには、議決した議案の適切な執行をお願いいたします。

さて、議員各位におかれましては、議員活動などご多用とは思いますがくれぐれも

お体をご自愛いただき、今後も当組合の消防行政推進にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

これをもちまして、令和4年9月尾三消防組合議会定例会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

午後3時34分閉会

上記議事録が正確であることを署名する。

令和4年9月27日

議

長

山田達郎

議事録署名者

小野田利信

議事録署名者

ごとう みき